

仕 様 書

1 件名

文化センター防犯カメラシステム保守委託

2 対象施設

府中市立文化センター 10 館（下表及び定期点検一覧のとおり）

番号	施設名	所在地	延床面積（㎡）	建物階数
1	白糸台文化センター	府中市白糸台 1 丁目 60 番地	1,950.75	地上 4 階 地下 1 階
2	西府文化センター	府中市西府町 1 丁目 60 番地	1,922.51	地上 3 階
3	武蔵台文化センター	府中市武蔵台 2 丁目 2 番地	1,901.91	地上 3 階 地下 1 階
4	新町文化センター	府中市新町 1 丁目 66 番地	1,963.53	地上 3 階 地下 1 階
5	住吉文化センター	府中市住吉町 1 丁目 61 番地	1,961.57	地上 3 階
6	是政文化センター	府中市是政 2 丁目 20 番地	1,936.52	地上 3 階
7	紅葉丘文化センター	府中市紅葉丘 2 丁目 1 番地	1,974.81	地上 3 階
8	押立文化センター	府中市押立町 5 丁目 4 番地	1,276.22	地上 2 階
9	四谷文化センター	府中市四谷 2 丁目 75 番地	1,394.10	地上 3 階
10	片町文化センター	府中市片町 2 丁目 17 番地	2,316.73	地上 4 階 地下 1 階

四谷文化センターは令和 8 年 12 月に移転予定。上記は旧四谷文化センターの情報を記載している。
新四谷文化センターについては竣工図等にて確認すること。

3 保守対象機器一覧

別紙 1 のとおり

4 委託内容

（1）定期点検

- ア 年 1 回、メーカーの技術員を派遣し、モニターの映像表示状況、録画状況その他システム全体の動作状況を確認し、適切に稼働していることを確認すること。
- イ 別紙 1 の 1 に掲げる保証対象機器のうち、ディスプレイ、録画装置及び電源装置の清掃を実施すること。
- ウ 作業は、原則として平日の午前 9 時から午後 5 時までの間に実施し、事前に各施設と実施日時を調整すること。

（2）遠隔監視及び障害発生対応

- ア 受託者の費用負担によりメーカー専用の通信ユニットを設置して各施設に貸与し、別紙 1 の 1 及び 2 に掲げる遠隔監視対象機器について、24 時間 365 日、メーカーの管理センターで稼働状態を監視する体制を構築すること。

イ 通信ユニットを通じてメーカーの管理センターが次のエラー発報を受信した場合は、施設に連絡して状況を確認し、正常な稼働状態に復旧させること。

(ア) 正常な通信が3日以上遮断された場合

(イ) レコーダーと通信ユニット間の通信が20分以上遮断された場合

(ウ) レコーダーに接続しているカメラの映像が遮断された場合

(エ) レコーダーのハードディスクドライブ又はファンの異常を検知した場合

ウ 障害発生時に修理又は部品を含む機器の交換対応が必要となった場合は、平日の午前9時から午後5時までの間にメーカー技術員を派遣して対応すること。

(3) 機器保証

ア 別紙1の1に掲げる保証対象機器について、経年劣化等による動作不良又は故障が生じた場合は、平日の午前9時から午後5時までの間にメーカー技術員を派遣し、機器を修理又は交換して正常な稼働状態に復旧させること。

イ 人為的な故意若しくは過失、盗難、いたずら、地震、台風、落雷、水没その他の自然災害、火災又は機器の落下を原因とする故障等は、保証対象外とする。

ウ機器故障前の予防交換並びに機器の移設、画角変更及び表示画像変更等は、別途有償とする。

(4) 受付対応として、平日の月曜日から金曜日までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に、施設からの問合せを受け付ける対応拠点を設置し、業務開始時に各施設へ通知すること。ただし、土曜日、日曜日、祝日、ゴールデンウィーク、年末年始その他受託者が指定する日は除く。

5 委託条件等

(1) 受託者は、別紙1の1に掲げる保証対象機器のメーカーである株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス製の防犯カメラシステム保守業務の履行実績を有し、メーカー技術員を派遣する保守体制の構築に精通するとともに、受託業務を確実に遂行できること。

(2) 捜査機関の要請により記録画像を抽出するため、施設から依頼を受けた場合は、データ退避に対応すること。ただし、この場合の費用は別途協議するものとする。

(3) 施設の許可なく記録画像を使用し、又は第三者に提供してはならない。このことは、本業務終了後も同様とする。

(4) 委託者は、本業務開始時に、施設ごとの機器設置場所等に関する資料を受託者に提供するものとする。

(5) 別紙1の1に掲げる保証対象機器(2024年設置の機器及び配線)以外は保守対象外とする。ただし、受託者は、施設から保守対象外機器の交換に関する相談等を受けた場合はこれに対応し、保証対象機器と同一システム内に統合するための提案を行うこと。

6 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

(2) 四谷文化センターの改修工事に伴い、既設防犯カメラを他文化センターへ移設した場合は、移設先施設において増加した防犯カメラについても本業務の対象とし、保守管理を行うこと。対象機器については、協議のうえ決定する。